

宮城県公報

行 政 官 公 報
宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区
宮 城 本 町 三 丁 目 八 番 一 号
電 話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○産業廃棄物処理施設の変更の許可申請	(循環型社会推進課)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	二
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立	(水産業振興課)	二
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	二
○道路の供用開始	(同)	三
○道路占用料規程の一部改正について	(同)	三
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(四件)	(都市計画課)	三
○土地区画整理組合の理事についての届出	(同)	四
○都道府県指定登録機関の変更の届出	(建築宅地課)	四
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(東部地方振興事務所)	四
公 告		
○人事行政の運営等の状況の公表	(人事課)	五
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	五
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(三件)	(契約課)	五
収用委員会		
○国道四十五号平井田事件裁決手続開始決定		一
○国道四十五号皿貝1号事件裁決手続開始決定		一三
○国道四十五号皿貝2号事件裁決手続開始決定		一四

ページ

正 誤

○宮城県公報第二六四四号(平成二十七年三月二十七日付け)中

一五

告 示

○宮城県告示第八百九十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見を提出することができる。

平成二十七年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 守屋木材株式会社

2 所在地 宮城県仙台市宮城野区原町六丁目一番十六号

3 代表者の氏名 代表取締役 守屋 長光

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県黒川郡大衡村大衡字五反田三十二番一

三 産業廃棄物処理施設の種類

木くずの破碎施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず

五 申請年月日

平成二十七年八月二十六日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)

2 縦覧期間 平成二十七年九月二十五日から平成二十七年十月二十六日まで(午前八時三十分か

ら午後五時十五分まで)

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十七年十一月十日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）
 3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第八百九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十七年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一二〇〇三五五	指定障害福祉サービスの種類	生活介護	設置者名	社会福祉法人 繋特会	指定年月日	平成二十七年十月一日
事業所の名称及び所在地	第三はんとく苑 登米市米山町字桜岡 貝待井三十四番地三						

○宮城県告示第八百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十七年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称
門沢小瀬地区

二 処分の年月日

平成二十七年九月十五日

○宮城県告示第八百九十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、鳴瀬加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十七年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道
 二 道路名 河北桃生線
 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員（メートル）		敷地の延長（メートル）		備考
後	前	後	前	後	前	後	前	
B	A	B	A	B	A	B	A	
七・六〇	五・五〇	二五二・七	二五二・八	七・六〇	五・五〇	二五二・七	二五二・八	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第八百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道
 二 道路名 泊崎半島線
 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員（メートル）		敷地の延長（メートル）		備考
前	後	前	後	前	後	前	後	
A	B	A	B	A	B	A	B	
六・四〇	六・四〇	三九二・〇	三九二・〇	六・四〇	六・四〇	三九二・〇	三九二・〇	上記A及び

本吉郡南三陸町中山一一番一地从先から 同郡同町馬場一七番一地从先まで			
後		A	
B	七・二 三九・二	六・四 一・一	三九二・〇
			三八九・〇
Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。			

○宮城県告示第八百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河北桃生線	石巻市福地字国土三六番一地从先から 同市福地字国土四四番一地从先まで	平成二十七年 九月二十五日

○宮城県告示第八百九十九号

道路占用料規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路占用料規程の一部を改正する告示

道路占用料規程（平成九年宮城県告示第四百六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十七号中「第五条各号」を「第十九条各号」に改める。

附 則

この告示は、平成二十七年九月二十五日から施行し、改正後の道路占用料規程の規定は、同年九月一日から適用する。

○宮城県告示第九百号

多賀城市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 仙塩広域都市計画下水道
 - 2 名称 多賀城市流域関連公共下水道
- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百一号

栗原市から栗原都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 栗原都市計画道路
 - 2 名称 三・四・十五号 駅前大通線
- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百二号

山元町から山元都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 山元都市計画地区計画
 - 2 名称 新坂元駅周辺地区地区計画
- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百三号

山元町から山元都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 山元都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 2 名称 新坂元駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十七年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

大和町吉岡南第二土地区画整理組合

二 事務所の所在地

黒川郡大和町吉田字北要害三番地の一

三 届出の内容

理事を退任した者

氏 名

本 田 昭 吾 黒川郡大和町吉岡字館下七十四番地

曾 根 初 男 黒川郡大和町吉岡南二丁目十九番地の八

○宮城県告示第九百五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条の二十第三項において準用する同法第十条の六第二項の規定により指定登録機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更事項	変 更 後	変 更 前
名 称	一般社団法人宮城県建築士会	社団法人宮城県建築士会
	仙台市宮城野区二十人町三百一番地の	仙台市宮城野区鉄砲町九十三番地

住 所	住 所	役職名
三 F 宮城県建設業国民健康保険組合会館五	F 宮城県建設業国民健康保険組合会館五	F 宮城県建設業国民健康保険組合会館五
二 F 仙台市宮城野区二十人町三百一番地の登録事務を行う事務所の所在地	F 宮城県建設業国民健康保険組合会館五	F 仙台市宮城野区鉄砲町九十三番地宮城県建設業国民健康保険組合会館五

○宮城県告示第九百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、穴山土地改良区役員の内退任について、次のとおり届出があった。

平成二十七年九月二十五日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 正 木 毅

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十七年九月六日	及 川 祐 宏	登米市迫町新田字東坂戸二十四番地	理 事
平成二十七年九月六日	安 部 昭 男	栗原市若柳字下畑岡峯百四十四番地	理 事
平成二十七年九月六日	及 川 福 恵	一 登米市迫町新田字彦道百六十一番地	理 事
平成二十七年九月六日	菅 原 輝 雄	登米市迫町新田字松原八十七番地	理 事
平成二十七年九月六日	千 葉 武 一	栗原市若柳字川南南谷地三十一番地	理 事
平成二十七年九月六日	高 橋 孝	二 登米市迫町新田字西坂戸八十九番地	理 事
平成二十七年九月六日	瀬 戸 数 衛	登米市迫町新田字松原百九十番地一	監 事
平成二十七年九月六日	二 階 堂 亮	栗原市若柳字上畑岡磯百五番地一	監 事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
-------	-----	-----	-----

平成二十七年九月五日	及川 祐宏	登米市迫町新田字東坂戸二十四番地	理事
平成二十七年九月五日	安部 昭男	栗原市若柳字下畑岡峯百四十四番地	理事
平成二十七年九月五日	高橋 孝	登米市迫町新田字西坂戸八十九番地	理事
平成二十七年九月五日	伊藤 貞幸	登米市迫町新田字蒲二番地	理事
平成二十七年九月五日	佐藤 好美	栗原市若柳字川南南谷地五番地	理事
平成二十七年九月五日	瀬戸 数衛	登米市迫町新田字松原百九十番地一	監事
平成二十七年九月五日	遠藤 笠根	栗原市若柳字下畑岡内谷川三十九番地	監事

公 告

○宮城県の任用、給与、勤務条件等の人事行政運営の全般を明らかにし、人事行政における公正性及び透明性を確保するため、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年宮城県条例第二十号）第四条の規定に基づき、宮城県の平成二十六年度における人事行政の運営の状況及び人事委員会の業務の状況について別冊のとおり公表する。

平成二十七年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○県営真野大谷地区土地改良事業農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができ。

平成二十七年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
 県営真野大谷地区土地改良事業農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）変更計画

概要書

二 縦覧期間

平成二十七年九月二十五日から平成二十七年十月二十六日まで

三 縦覧場所

石巻市役所

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十七年十月二十六日

2 提出方法 宮城県東部地方振興事務所長あて提出してください。

送付先 〒九八六-〇八一-二 宮城県石巻市東中里二丁目四の三十二

電子メールアドレス etsgsinks@pref.miyagi.jp

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、石巻市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可があったものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年九月二十五日

平成二十七年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
 南三陸町戸倉字津野五十番の一部、八十七番
 一の一部、八十八番二の一部、百五番の一部、同
 字沖田五十三番二の一部

（第一工区）

南三陸町

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

南三陸町

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 X線回折装置 一式
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期限 平成二十八年三月十八日(金)
- 4 納入場所 宮城県産業技術総合センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
 (一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員

- による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
- 8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇-八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二-一三三三五)へ平成二十七年十月十三日(火)午後五時までに提出すること。
 - 三 入札書の提出場所等
 - 1 電子調達システムの利用
 - (一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。
 - (二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。
 - 2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 佐々木 愛 電話〇二二二二二一三三三三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十七年十月十三日（火）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年十月十三日（火）から平成二十七年十月二十一日（水）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年十月二十一日（水）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十七年十月二十七日（火）午前九時から平成二十七年十一月五日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書提出する場合

イ 日時 平成二十七年十一月五日（木）午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十七年十一月六日（金）午前十時十分 宮城県行政庁舎二階第一入札室
入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入

札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : X-ray Diffraction Scanner System (1 set)

2 Deadline for Delivery : March 18, 2016 (Fri)

3 Place of Delivery : Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government

4 Deadline for Bid : November 5, 2015 (Thu), 5 : 00 pm.

5 Contact Person : Ai Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570

Japan, Tel: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 簡易型放射線量測定器及びデータ収集・伝送装置 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- 3 納入期限 平成二十八年三月十八日(金)
- 4 納入場所 宮城県環境放射線監視センターほか二十五箇所
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五)へ平成二十七年十月十三日(火)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県出納局契約課物品班(担当 佐々木 愛 電話〇二二一二一一三三三五)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十七年十月十三日（火）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年十月十三日（火）から平成二十七年十月二十一日（水）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年十月二十一日（水）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十七年十月二十七日（火）午前九時から平成二十七年十一月五日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十七年十一月五日（木）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十七年十一月六日（金）午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Simplified Model Radiation Dose Rate Measuring System, Data Collection and Transmission Apparatus (1 set)

2 Deadline for Delivery : March 18, 2016 (Fri)

3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Environmental Radiation Monitoring Center and 25 installation sites

4 Deadline for Bid : November 5, 2015 (Thu), 5 : 00 pm.

5 Contact Person : Ai Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 医療情報端末 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十八年一月十五日(金)

4 納入場所 宮城県立こども病院

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経

営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五)へ平成二十七年十月一日(木)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県出納局契約課物品班(担当 佐々木 愛 電話〇二二一二一一三三三五)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十七年十月一日（木）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年十月一日（木）から平成二十七年十月五日（月）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年十月五日（月）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合
 入札期間 平成二十七年十月七日（水）午前九時から平成二十七年十月八日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十七年十月八日（木）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十七年十月九日（金）午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Medical Information Terminals (1 set)

2 Deadline for Delivery : January 15, 2016 (Fri)

3 Place of Delivery : Miyagi Children's Hospital

4 Deadline for Bid : October 8, 2015 (Thu), 5 : 00 p.m.

5 Contract Person : Ai Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570

Japan, Tel: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成二十七年九月二十五日

宮 城 県 収 用 委 員 会

一 起業者の名称 国土交通大臣 太田 昭宏

二 事業の種類 一般国道四十五号改築工事（三陸縦貫自動車道・宮城県本吉郡南三陸町志津川字小

森地内から同町歌津字皿貝地内まで)並びにこれに伴う町道、普通河川及び農業用道
路付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
土地の所在 宮城県本吉郡南三陸町志津川字平井田

地番	地目		地積		取用しようとする土地の面積
	公簿	現況	公簿	実測	
五五番五一	山林	山林	四、六二二平方メートル	四、六二一・〇四平方メートル	二六・一六平方メートル
					四六一・四五平方メートル

四 土地所有者の氏名及び住所

土地所有者不明

ただし、登記名義人 亡吉田治助 法定相続人

熊谷 ひで子

宮城県亘理郡逢隈鹿島字倉庭一六番地 町営住宅一七一

熊谷 一男

宮城県本吉郡南三陸町歌津字伊里前一四六番地 町営伊里前住宅七〇号

木庭 よし子

熊本県山鹿市久原五四八一番地一

錦部 栄子

宮城県石巻市鹿又字切留六〇番地八

日野 ます子

宮城県気仙沼市長磯下原三六番地 市営長磯浜南住宅四〇一

熊谷 義雄

宮城県本吉郡南三陸町志津川字助作一番地一 志津川中学校グラウンド仮設住宅一

大澤 博明

住所・常居所不明

ただし、住民票上の住所「東京都豊島区池袋三丁目三番一六号 ネスト要三〇一号」

大澤 武文

宮城県本吉郡南三陸町志津川字廻館九二二 志津川高校グラウンド応急仮設住宅一

ただし、住民票上の住所「宮城県本吉郡南三陸町志津川字新井田四八番地一」
熊谷 すみゑ

宮城県本吉郡南三陸町志津川字権現九二番地二

熊谷 長一

宮城県本吉郡南三陸町志津川字権現九二番地二

佐野 和恵

住所・常居所不明

ただし、住民票上の住所「宮城県本吉郡南三陸町志津川字天王前一〇番地一 メゾン阿部藤三〇二号」

山内 京子

宮城県本吉郡南三陸町入谷字天神三六番地

三浦 かつ子

宮城県本吉郡南三陸町志津川字新井田五三番地一

後藤 せつ子

宮城県登米市中田町上沼字八幡山二番地一

吉田 幸子

宮城県登米市迫町佐沼字内町一三番地六

松浦 友美

宮城県仙台市泉区将監一二丁目五番三一号

千葉 さおり

宮城県気仙沼市松崎地生一番地七

吉田 勝弥

宮城県登米市迫町佐沼字内町一三番地六

吉田 弥四治

宮城県本吉郡南三陸町志津川字権現五六番地

菅原 みつ

宮城県本吉郡南三陸町志津川字袖浜一二二番地一一

吉田 治喜

宮城県気仙沼市古町一丁目七番一三号

吉田 とよ子

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二三七 荒砥地区応急仮設住宅四一四

ただし、住民票上の住所「宮城県本吉郡南三陸町志津川字天王山一〇五番地一」

石戸 悦子

宮城県黒川郡富谷町上桜木一丁目三四番地三

吉田 欣子

東京都狹江市東野川三丁目一七番一―五二二号

浦辺 由美

埼玉県さいたま市見沼区大字東新井七一〇番地五〇 二一―四〇五

小林 秀昌

宮城県仙台市青葉区上杉四丁目二番三四号

熊谷 はる子

宮城県石巻市桃生町倉塚字要害九八番地七

鈴木 優子

宮城県気仙沼市岩月宝ヶ沢二八二番地九 藤田アパート三号

熊谷 雄樹

宮城県石巻市桃生町倉塚字要害九八番地七

熊谷 祐輔

宮城県石巻市桃生町倉塚字要害九八番地七

熊谷 裕寿

宮城県仙台市宮城野区宮千代三丁目七番地の一 松永鉄筋工業寮

高橋 一男

宮城県本吉郡南三陸町志津川字権現二番地

三浦 きよ子

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二二七 荒砥地区応急仮設住宅四―五

ただし、住民票上の住所「宮城県本吉郡南三陸町歌津字番所六三番地三」

高橋 浩二

宮城県気仙沼市松崎上赤田一〇一番地七

高橋 政徳

宮城県宮城郡利府町しらかし台四丁目九番地一

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成二十七年九月十四日

○宮城県収用委員会告示第十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。
平成二十七年九月二十五日

宮 城 県 収 用 委 員 会

一 起業者の名称 国土交通大臣 太田 昭宏

二 事業の種類 一般国道四十五号改築工事（三陸縦貫自動車道・宮城県本吉郡南三陸町志津川字小森地内から同町歌津字皿貝地内まで）並びにこれに伴う町道、普通河川及び農業用道

路付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 宮城県本吉郡南三陸町歌津字皿貝

地番	地目		地積		収用しようとする土地の面積
	公簿	現況	公簿	実測	
四三番四〇	畑	原野	四七二平方メートル	四七三・一一平方メートル	〇・一九平方メートル
四三番九六	山林	山林	五五九平方メートル	五七二・〇〇平方メートル	五三三・九七平方メートル

四 土地所有者の氏名及び住所

土地所有者不明

ただし、登記名義人 亡佐藤榮作 法定相続人

藤田 春夫

北海道江別市文京台南町四五番地の一四 ロイヤルハイツ文京台一〇三号

三塚 浩一

宮城県黒川郡大和町吉岡南三丁目一九番地の二〇

鈴木 けい子

宮城県気仙沼市東八幡前一九〇番地三

小山 由美

宮城県気仙沼市田中一四九番地一

鈴木 克彦

宮城県気仙沼市東八幡前一九〇番地三

- 山下 美砂絵
- 愛知県豊田市京町三丁目一〇三番地一六
- 林 茂樹
- 愛知県日進市三本木町下川田八一一番地 サンシャイン富士PART II二〇四
- 伏見 かつ子
- 宮城県石巻市大街道南一丁目四番一四号
- 及川 時子
- 宮城県本吉郡南三陸町歌津柀沢二八一平成の森応急仮設住宅二五号棟一
- ただし、住民票上の住所「宮城県本吉郡南三陸町歌津字大沼一〇番地」
- 西城 きぬ子
- 宮城県気仙沼市本吉町小金沢六番地二七
- 島山 善一
- 宮城県本吉郡南三陸町歌津伊里前一二三歌津中学校グラウンド応急仮設住宅一三
- ただし、住民票上の住所「宮城県本吉郡南三陸町歌津字寄木六九番地」
- 小松 明美
- 宮城県気仙沼市赤岩牧沢一三八番地六市営テニスコート住宅七一四
- ただし、住民票上の住所「宮城県気仙沼市松崎片浜一三二番地」
- 福島 昌宏
- 神奈川県愛甲郡愛川町中津八三二番地の一
- 塚田 忍
- 神奈川県藤沢市羽鳥四丁目九番三号
- 佐々木 こずえ
- 宮城県仙台市泉区東黒松一番二二号 プロイセン東黒松二〇一
- 高橋 美和子
- 宮城県黒川郡大郷町大松沢字中齋の場宅地七番地
- 阿部 じん子
- 宮城県本吉郡南三陸町歌津字柀沢二番地四 町営柀沢住宅一三三
- 阿部 信幸
- 宮城県本吉郡南三陸町歌津字柀沢二番地四 町営柀沢住宅一三三
- 五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成二十七年九月十四日
 ○宮城県収用委員会告示第十一号
 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。
 平成二十七年九月二十五日
 宮城県収用委員会

- 一 起業者の名称 国土交通大臣 太田 昭宏
- 二 事業の種類 一般国道四十五号改築工事（三陸縦貫自動車道・宮城県本吉郡南三陸町志津川字小森地内から同町歌津字皿貝地内まで）並びにこれに伴う町道、普通河川及び農業用道路付替工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
 土地の所在 宮城県本吉郡南三陸町歌津字皿貝

地番	地目		地積		収用しようとする土地の面積
	公簿	現況	公簿	実測	
四三番四六	畑		六二二平方メートル	五九〇・三五平方メートル	二〇七・六一平方メートル
四三番五四	山林	山林	四〇五平方メートル	四一〇・五六平方メートル	一五〇・二九平方メートル
四三番二四	山林	山林	七五平方メートル	七五・五六平方メートル	七五・五六平方メートル

- 四 土地所有者の氏名及び住所
 宮城県本吉郡南三陸町歌津字皿貝四三番四六及び字皿貝四三番五四
 右記土地所有者不明
 ただし、登記名義人 亡照井喜市 法定相続人
 照井 利男
 神奈川県横浜市鶴見区市場下町三番二六一六〇四号
 照井 宏
 千葉県野田市木間ヶ瀬一七二二番地三
 川久保 多喜子

神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目一番八号

照井 和男

神奈川県三浦市三崎町諸磯九五一番地 ファミリー島山一〇一

粕谷 良

千葉県木更津市畑沢南五丁目一七番一〇号 エイボンハウスⅡ二〇二号

足利 由夏

宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘二丁目一〇番四号 アルエット旭ヶ丘一〇一

足利 千穂

宮城県仙台市青葉区昭和町三番四〇一六〇四号

足利 沙季

宮城県気仙沼市赤岩迎前田一二七番地 水梨コミュニティ住宅一〇一四

土井 梨奈

宮城県多賀城市大代一丁目一四番二八号 シャトレ菊ヶ岡B一〇一

足利 俊輔

右記代理人(親権者) 足利 克恵

宮城県気仙沼市岩月寺沢四四 面瀬中学校住宅五号棟四号室

ただし、住民票上の住所「宮城県気仙沼市岩月千岩田一六一番地六一」

宮城県本吉郡南三陸町歌津字皿貝四三番二四〇

右記土地所有者不明

ただし、登記名義人 亡照井俊 法定相続人

照井 利男

神奈川県横浜市鶴見区市場下町三番二六一六〇四号

照井 宏

千葉県野田市木間ヶ瀬一七一二番地三

川久保 多喜子

神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目一番八号

照井 和男

神奈川県三浦市三崎町諸磯九五一番地 ファミリー島山一〇一

粕谷 良

千葉県木更津市畑沢南五丁目一七番一〇号 エイボンハウスⅡ二〇二号

足利 由夏

宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘一丁目一〇番四号 アルエット旭ヶ丘一〇一

足利 千穂

宮城県仙台市青葉区昭和町三番四〇一六〇四号

足利 沙季

宮城県気仙沼市赤岩迎前田一二七番地 水梨コミュニティ住宅一〇一四

土井 梨奈

宮城県多賀城市大代一丁目一四番二八号 シャトレ菊ヶ岡B一〇一

足利 俊輔

右記代理人(親権者) 足利 克恵

宮城県気仙沼市岩月寺沢四四 面瀬中学校住宅五号棟四号室

ただし、住民票上の住所「宮城県気仙沼市岩月千岩田一六一番地六一」

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成二十七年九月十四日

正 誤

○宮城県公報第二六四四号(平成二十七年三月二十七日付け)中

ページ 段

一〇 下 正

丸山一1

丸山一2

誤

上太鼓師山一1

上太鼓師山一2